

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和4年度 第14回定例  
11月16日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和4年11月16日に教育委員会第14回定例会を招集した。

1 開催日時 令和4年11月16日（水） 開会 13時30分  
閉会 14時30分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘  
委 員 藤 井 明  
委 員 小野澤 宏 時  
委 員 後 藤 康 雄  
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 松 永 由 弥子 社会教育委員長  
白 木 賢 信 副委員長  
水 口 秀 樹 教育部長  
塩 崎 克 幸 教育監  
宮 崎 文 秀 参事（政策管理担当）  
本 多 伸 治 参事（学校教育担当）  
松 下 明 生 参事兼教育施設課長  
山 下 英 作 教育政策課長  
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長  
青 木 康 行 財務課長  
本 村 勉 教育厚生課長  
戸 塚 康 史 義務教育課長  
中 山 雄 二 高校教育課長  
高 橋 和 彦 特別支援教育課長  
近 藤 浩 通 健康体育課長  
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課長  
室 伏 伸 明 静岡教育事務所長  
鈴 木 勝 則 静岡西教育事務所長  
松 下 和 弘 総合教育センター所長  
柴 雅 房 中央図書館長  
小 竹 啓 功 教育総務課長代理

#### 4 その他

(1) 第28、29号議案は可決された。

(2) 報告事項は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 29 号議案、配付報告 1 は議会提出前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 29 号議案、配付報告 1 は非公開とする。公開案件から審議する。

**報告事項 1 第 37 期静岡県社会教育委員会報告書（手交）**

- 教 育 長： 今日はお忙しい中、松永由弥子社会教育委員長、白木賢信副委員長にお越しいただき、教育委員会の諮問を受けて話し合われた社会教育委員会の内容について、報告していただく。

報告事項 1 「第 37 期静岡県社会教育委員会報告書」の進行については、藤ヶ谷社会教育課長が行う。

- 社会教育課長： <概要説明及び手交の進行>

※ 報告書手交

- 社会教育委員長： <報告事項について説明>

- 社会教育副委員長： <報告事項について説明>

- 教 育 長： 質疑等はあるか。

- 藤 井 委 員： 2 点質問がある。1 点目は今回ご検討いただいた結果として題目テーマの中に含まれる課題や問題点を抽出していただいたと思うが、この報告を踏まえて実社会においてどのように具現化していくかという点について何か提案等があればお伺いしたい。

2 点目は、テーマそのものの言葉を取ると、『共に学び合う』という双方向の観点でどのようなスポットライトを当てたのかということについてお伺いしたい。

- 社会教育委員長： 1 点目の実社会での具現化については、これまでの日本の公教育は公平性や教育の機会均等ということで、同質のものをより多くの方に提供するという観点で十分に公教育を広げてきたとは思う。それは、提供する側はある種同質・同レベルにある一定層のところには非常にスムーズに届けることはできるが、くまなく届けることができたかということ、そうではない。そこで、今回キーワードにもあげた『一人一人』、『当事者の目線』等がより強く求められると思う。それをやらないと本当に届けたい人に届かない。もう今はそこに手を差し伸べなければならない時代に来ているのかなと感じている。まずは私たちの公教育に対する意識改革が非常に重要と私自身は考えている。

2 点目の『共に学び合う』ということについては、社会教育の理論の中で例えられるのは『芋こじ学習』である。誰かが会えば、そこで切磋琢磨することで双方向の学びになるということ。「学びに来た人が教えようとして発信したことでなくても、そこにいるだけで相手にとっては学ぶことがある」、そういう状況を『共に学び合う』と表現して

いる。孤立している人、学び難い状況にある人が、「かわいそうだから援助をする」ではなく、「支援する側も支援される側も、その関係性を超えて対等な立場で情報共有やそれぞれの意見を交わしあう」、そういう学びこそが重要だと考えており、最後のところに「孤立を自分にも起こりうる状況」と捉えていると記載した。

後藤委員： 孤立の問題に関しては、障害者等については具体的に記載されているが、その他にも高齢者が考えられる。会社に勤めている間は『企業教育』、『社内教育』で学習の機会があるが、仕事を離れてしまうとまさに孤立してしまう確率が高い。その辺の高齢者対策の議論はあったか。

社会教育委員長： 議論はあった。社会で活躍された方は沢山の知識や技術を持っているため、それらを地域に提供してもらえらる仕掛けを多くつくればと考えている。例えばICTに精通している方には「情報教育の先生」や、まとめ役が得意な方等については、「地域のまとめ役」になってもらう等、そういう形でぜひとも地域に入ってもらえればと考えている。ただ、地域と関わっていくためには、地域側にもまだまだ課題はある。そのあたりのコーディネートなども、特に福祉分野とも協力しながら考えていけたらと思っている。

教育委員長： 他に意見は無いか。

教育委員： (特になし)

教育委員長： 今回の社会教育委員会の報告書は従来とは違うターゲットに焦点を当てたということが画期的だと思う。「有徳の人づくり」、「誰一人取り残さない教育」も、パッと見ると学校の中での誰一人取り残さないと見えてしまうが、教育委員会は社会教育も視野に入れてやっている。今回の報告書が焦点を当てた人たちは、今まで「社会教育」というアリーナに乗ってこなかった人たちが含まれている。次の時代を切り開く視点だと私は感じている。今回この報告書で大変重要だと思うことは、単にある一人の人が学ぶのではなく、学び合うという『双方向性』、『共同性』を映しているということだと思う。昨今、社会全般で「学び直し」が行われている。ビジネスの世界では『リスキリング』という言葉で言われており、それは結局、「ある一人の中で新たなスキルを身に付けてそしてその人がその社会の中でどうするか」、あくまでも個の問題に焦点を当てている。今回の報告書では、「学び直し」ということが共同性のもとで捉えられている。私も学ぶということはその人にとって社会関係資本の形成に資するものと考えている。高齢化に従って、孤立していく人が増えていく。社会資本が乏しくなっている中でどうすれば社会資本を豊かにできるか。その一つが生涯学習、社会教育なんだと非常に明確な道筋を示したと思う。非常に明確な問題意識とともに、クリアな将来図を見せていただいた。これを引き受けて、私ども県教育委員会は具体的に出来ることがあると思う。市町の教育委員会、社会教育の関係者にも伝えていきたい。

教育委員長： 報告事項1を了承する。

**第 28 号議案 令和 5 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

教 育 長： 第 28 号議案「令和 5 年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科生徒募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について高橋特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 28 号議案について、原案のとおり可決する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

**<非>第 29 号議案 令和 4 年 12 月県議会定例会に提出する議案**

教 育 長： 第 29 号議案「令和 4 年 12 月県議会定例会に提出する議案」について青木財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 29 号議案について、原案のとおり可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。  
これをもって、令和 4 年度第 14 回教育委員会定例会を閉会とする。